

[17] 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準 に関する条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「児童福祉法」に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

※この条例（案）における児童福祉施設とは、助産施設、母子生活支援施設及び保育所を指します。

2 条例の概要

児童福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を規定します。基準の主なものは次のとおりです。

項目	愛知県	一宮市
一般原則	児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 (省令と同じ)	愛知県と同じ
保育所の設備の基準	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき <u>3.3平方メートル以上</u> であること。 〔※省令の基準は以下のとおり〕 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき <u>1.65平方メートル以上</u> であること。 ほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき 3.3平方メートル以上であること。〕	愛知県と同じ
母子生活支援施設の設備の基準	省令が定める基準と同じ	愛知県と同じ
助産施設の基準	省令が定める基準と同じ	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日